

平成24年地方自治法改正 概要（議会関係）



（１） 地方議会制度

- ① 地方議会の会期
- ② 臨時会の招集権
- ③ 議会運営

（２） 議会と長との関係

- ① 再議制度
- ② 専決処分
- ③ 条例公布

（３） 直接請求制度



＜衆議院総務委員会での
修正で加えられた内容＞

- ④ 議会の調査権
- ⑤ 政務調査費から
政務活動費へ

平成24年の法改正概要

(1) 地方議会制度 ①地方議会の会期

- ・ 地方公共団体の議会は、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

※通年の会期とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。

※通年の会期を選択した場合、議会は定期的に会議を開く日（定例会日）を条例で定める。

※長等の議場への出席義務については、定例会日又は議案の審議に限定する。

※長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除されることとする（定例会、臨時会においても同様）。また、通年会期の場合、議長が出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障のないよう配慮しなければならない。

平成24年の法改正概要

(1) 地方議会制度 ②臨時会の招集権

- ・ 議長等による臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

平成24年の法改正概要

(1) 地方議会制度 ③議会運営

- 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任等について法律で定めていた事項を条例で定めることとする。
→ **千葉県議会委員会条例の改正が必要。**
- 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。(従来は委員会のみ)
→ 本会議でも行う場合は、**千葉県議会会議規則の改正が必要。**

平成24年の法改正概要

(1) 地方議会制度④議会の調査権

(議員修正により追加されたもの)

- ・ 議会が調査を行うため選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限ることとする。

平成24年の法改正概要

(1) 地方議会制度⑤政務調査費から政務活動費へ

(議員修正により追加されたもの)

- ・ 旧 「政務調査費」

: 議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部

→ 新 「政務活動費」

: 議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部

※政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定める。

※議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとする。

- **千葉市政務調査費の交付に関する条例の改正が必要となる。**

(今後、全国市議会議長会から標準条例が示される予定。)

平成24年の法改正概要

(2) 議会と長との関係 ①再議制度

- 一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件に拡大する。(再議決要件は過半数)

(参考) 再議制度とは、長が、異議のある議決や越権・違法な議決等に対して、再度の議決を議会に求める制度。

平成24年の法改正概要

(2) 議会と長との関係 ②専決処分

- 副知事及び副市町村長の選任を専決処分の対象から除外する。
- 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないこととする。

平成24年の法改正概要

(2) 議会と長との関係 ③ 条例公布

- 長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。

平成24年の法改正概要

(3) 直接請求制度

- 解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

※現 行：有権者数の3分の1（40万を超える部分は6分の1）

→

改正後：有権者数の3分の1（40万超80万以下の部分は6分の1、
80万超の部分は8分の1）